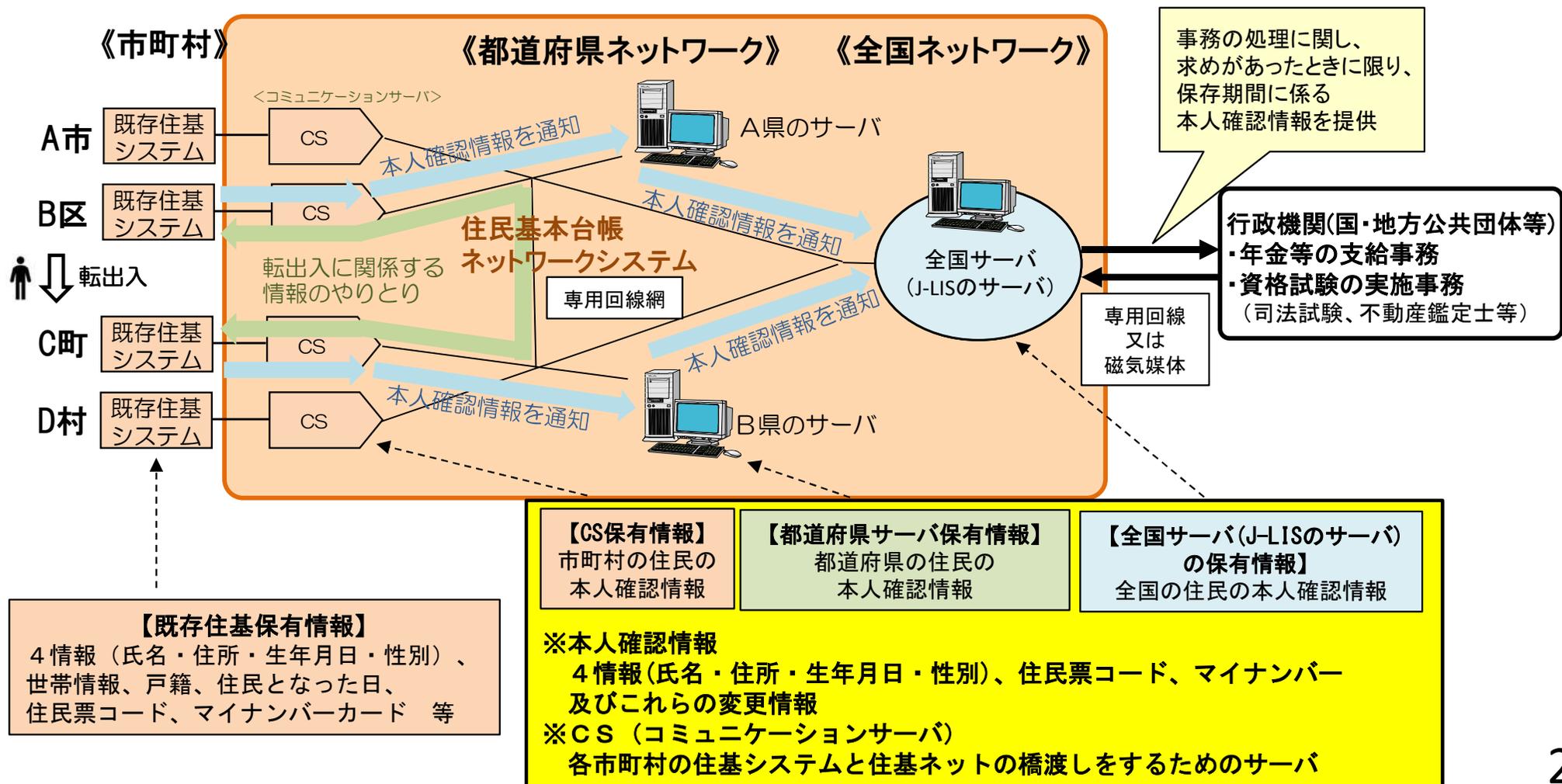


住民基本台帳ネットワークシステムの の概要及び利用状況等について

住民基本台帳ネットワークシステム

- 住民基本台帳法に基づき、住民の利便性の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
 - 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報※を送信
 - 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定
 - ➡ **住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)**は市町村と都道府県が連携して構築しているシステム
- また、住民の転出入があった場合等に、関係する情報を市町村間で送信する際にも住基ネット回線を利用している。
(転入地市町村から転出市町村への転入通知、マイナンバーカードを用いた転入手続に係る転出証明書情報通知など)

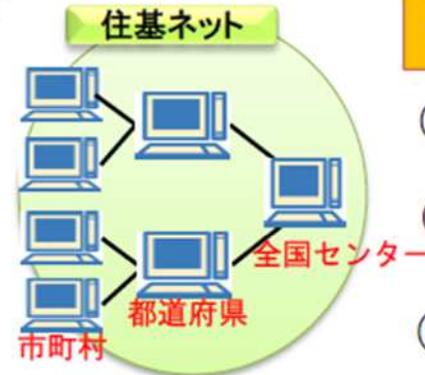


住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、個人番号、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約14億件**
(年金支給事務、税務事務など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,890万件**
(パスポートの発給、選挙事務など)



情報提供

- ①
- ②
- ③ 住民票の写し
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届
- ⑤ 年金受給権者の現況届



不要

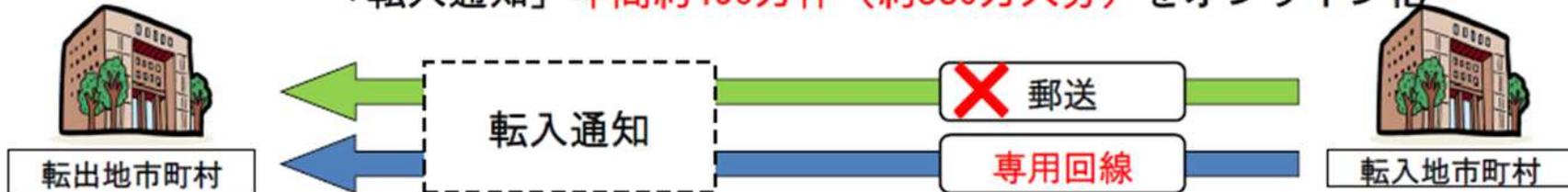


- ③ 行政手続における住民票の写しの省略
→ **全国で年間約1,000万件程度** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略
→ **全国で年間約1,400万件程度** (※平成30年3月より住基ネットの利用開始)
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分程度**

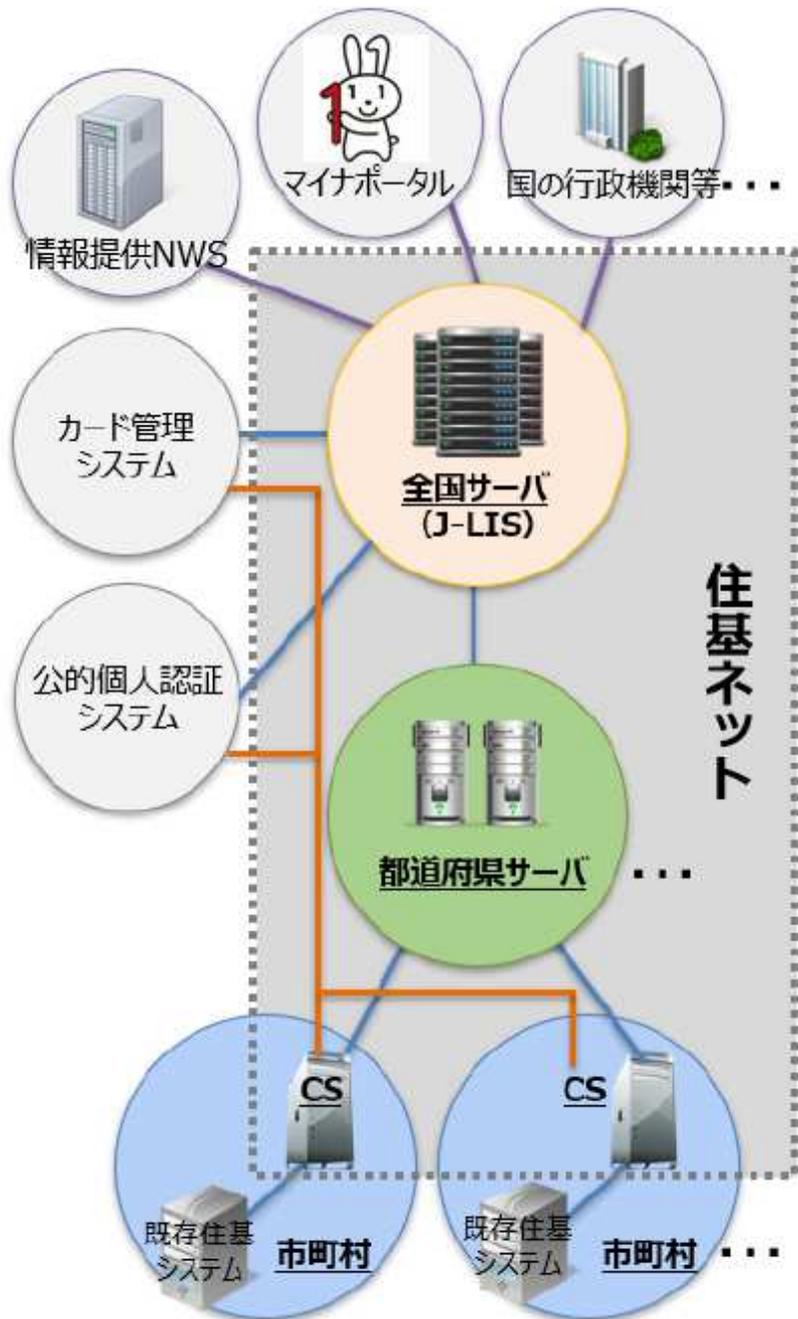
2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知 : 従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」 **年間約490万件 (約530万人分)** をオンライン化



住基ネットの各サーバの主な役割・機能



全国サーバ	<p>全国の住民の本人確認情報の管理・マイナンバー制度の基盤</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本人確認情報の整序・保存・変更履歴の管理 ② 国の行政機関等への本人確認情報の提供 ③ マイナンバー・住民票コードの生成・管理（重複付番の防止） ④ 情報提供NWSへの住民票コードの提供 (地方公共団体、国の行政機関等及びマイナポータルからの符号取得要求に基づく) ⑤ カード管理システム・公的個人認証システムへの本人確認情報・変更情報の通知 <p style="text-align: right;">等</p>
都道府県サーバ (※)	<p>都道府県内の住民の本人確認情報の管理・バックアップ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 域内市町村の住民の本人確認情報の全国サーバへの通知 ② 域内市町村の住民の本人確認情報の整序・保存・変更履歴の管理 ③ 都道府県の事務における本人確認情報の利用 ④ 他都道府県・他市町村への本人確認情報の提供 ⑤ 全国サーバ・域内市町村の本人確認情報のバックアップ <p style="text-align: right;">等</p> <p>(※) 平成26年から、各都道府県のサーバを集約し、住基全国センターが管理</p>
コミュニケーションサーバ	<p>データ形式等の標準化・個人情報保護の徹底・セキュリティの確保</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本人確認情報の都道府県サーバへの通知 ② 市町村間の住基事務の処理 (転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の際の通知 等) ③ データ形式・通信方式の限定 ④ マイナンバーカードの交付・管理 (交付前設定、交付状況の管理、券面事項の更新 等) ⑤ 公的個人認証システムへの通知 (電子証明書の発行、失効等に必要なデータの通知) <p style="text-align: right;">等</p>

住基ネットにおける都道府県の役割

住基ネットは、市町村間の連絡調整を図りながら、広域的かつ統一的な処理が行われることによって成り立つものであることから、広域的な地方公共団体である都道府県が、その構築、維持管理を行う事務及び市町村間の連絡調整、市町村への支援などを行う事務を担う必要がある。

都道府県の実務	住基法条文
市町村から通知された本人確認情報の保存	住基法第30条の6
J-LISへの本人確認情報の通知	住基法第30条の7
条例による本人確認情報の提供	住基法第30条の13
本人確認情報の利用	住基法第30条の15
市町村間の連絡調整等	住基法第30条の22
本人確認情報の安全確保	住基法第30条の24
本人確認情報の開示	住基法第30条の32
苦情処理	住基法第30条の36

住基法で定める住基ネットの本人確認情報を利用できる主な事務

難病法	難病法による特定医療費の支給に関する事務	78,864件
地方税法等	地方税法等による地方税などの賦課徴収又は調査に関する事務	24,138件
身体障害者福祉法	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	4,649件

県の住基条例で定める住基ネットの本人確認情報を利用できる主な事務

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例	心身障害者扶養共済制度による年金の支給に関する事務	488件
土地収用法	土地収用法に規定する土地所有及び生存確認等に係る事務	438件
土地改良法	土地改良区役員等の届出に関する事務	173件

マイナンバーカードの特急発行・交付について

- 現在1～2か月程度要している申請から住民にカードが届くまでの期間について、乳児（満1歳未満）、紛失等による再交付、海外からの転入者、追記欄満欄等本人の意思によらずカードが使えなくなったケースなど、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に特急発行・交付の仕組みを創設し、**原則1週間以内（最短5日）に短縮。（令和6年12月2日施行予定）**

処理期間：原則1週間以内（最短5日）

対応能力：1万枚/日（システムメンテナンス日や年末年始を除く）

対象者：乳児、国外からの転入者、紛失した者、追記欄満欄、役所起因のカード失効、破損・汚損・盗難、住民票コード変更、個人番号変更、刑事施設等からの出所者、住民票に新しく記載された者（元無戸籍者等）※対象者以外は特急発行として受付しない旨留意

- 申請時に来庁して本人確認を行い、カードを郵送送付する特急発行の特別な措置として、通常市町村が行っているカードの有効化等の作業（交付前設定及び交付処理）をJ-LISが行い、住民に直接カードを送付。



申請時来庁方式との主な違い

	申請時来庁方式	特急発行
申請書に添付する顔写真 ※申請者が1歳未満の場合は顔写真不要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に貼付する ※郵送申請の場合 ・画像データをアップロードする ※オンライン申請の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・特急webにデータをアップロードする (対応例) <ol style="list-style-type: none"> i 申請端末で写真を撮影する ii 申請者が所持している画像データを使用 iii 申請者が持参した写真をスキャンしデータ化する
申請書の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書を郵送する ※郵送申請の場合 ・オンライン申請システムで提出 ※オンライン申請の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・特急webに市区町村職員が申請情報(暗証番号も含む)を入力する。
不備対応	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、J-LISが本人に対して不備通知を行うが、市区町村が希望した場合は市区町村に対し不備通知を行い、訂正を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・J-LISから市区町村にメールで不備通知があるので、市区町村から交付申請者に連絡し、特急webから再申請を行う。 ※「特例審査」が必要な場合は、メールに記載されている問合せ先(個人番号カード交付申請書受付センター)に特例審査を希望する旨と具体的な申請者の事情について電話で連絡する。
交付前設定、交付処理 (暗証番号の設定も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・J-LISが行う
カードの郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村から申請者に対し、本人限定受取郵便、簡易書留郵便等で郵送する ・不達時は市区町村に返送される 	<ul style="list-style-type: none"> ・J-LISから申請者に対し、簡易書留郵便等で郵送する ・不達時は市区町村に返送される

出生届とマイナンバーカードに係る交付申請書の一体化について

現行の出生届・出生証明書様式（出生証明書様式の下）に交付申請・暗証番号設定の項目を設け一体化することにより、出生届の提出に併せてマイナンバーカードを申請できるようにするもの。

一体化様式（カード部分抜粋）（案）

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛
（出生届の届出地市区町村長 宛）

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

- 氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
- 住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を受ける ことができない理由		
⑥連絡先電話番号【必須】		

(注)

- ①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、口には✓をつけてください。
- ②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

留意事項

- 令和6年12月2日からは一体化様式による申請を念頭に置いているが、現行の様式を用いてカードを申請することは可能である（必要な書類のセットの例：出生届＋出生証明書＋一体化様式（カード部分抜粋）、出生届＋出生証明書＋交付申請書＋暗証番号設定依頼書）。なお、一体化様式による申請を行わない場合、マイナンバーカード担当課において、交付申請書様式の余白に申請者氏名を記載し、出生届と交付申請書は分離しないようステープル止め等を行う等、申請書の管理方法について留意されたい。
- 申請者が1歳未満であるため、顔写真は不要である。

顔写真なしマイナンバーカードについて

概要

- 令和5年6月に成立した番号法改正では、申請日に1歳未満の者に係るマイナンバーカードは、顔写真なしとすることとされている。

【改正趣旨】

乳児については、①医療機関の受診等のため速やかにカードを交付する必要があること(特急発行の対象)、②成長による顔の変化が著しいこと、③法定代理人(親等)が各種手続を行うことが多く、単独で本人確認が必要な状況が限られていることなどから、例外的に顔写真なしカードを導入することとされた(令和6年12月2日施行予定)。

顔写真なしのマイナンバーカードに係る画像

- 顔写真なしのマイナンバーカードはイメージは以下のとおり。

【表面】



留意点

- 申請者が1歳未満である場合、申請書に顔写真を添付することは不要である。また、顔写真ありを希望することはできない。詳細は説明資料7頁・14頁を参照。
- 出生届の提出と併せて申請する際の事務フローは、説明資料16～17頁を参照。
- 顔写真なしマイナンバーカードは、通常の15歳未満の者のマイナンバーカードと同様、利用者証明用電子証明書は搭載されているが、署名用電子証明書は搭載されていない。
- 顔写真がないため、顔認証マイナンバーカードへの切り替えはできない。
- オンライン資格確認を利用する場合は、利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力により対応。(顔認証、目視モードは不可。)
- 顔写真なしマイナンバーカードを本人確認書類とする場合、原則既存の健康保険証等の顔写真なしの書類と同等として扱う。